

平成21年度「市政運営の基本的な考え方」

本市では、施策（事業）立案や資源（職員・財源など）の活用などの行財政システムについて、平成19年度の局制導入を契機に、管理部門の権限を各局に一部移譲するなど、庁内分権の推進を図ってきたところである。さらに、今年度からは、局長プレゼンテーションの実施やトップマネジメント会議での議論、各局への包括的な財源配分などを通じて、新たな行財政システムを確立していく。

平成21年度「市政運営の基本的な考え方」は、こうした取組みを踏まえ、来年度の施策（事業）立案、予算・組織編成、人材活用にあたって留意すべき重点事項を示すものである。

各局長は、平成21年度の円滑な市政運営に向け、ここに示す重点事項等を局内全体で共有し、事業立案、予算編成等への取組みを進められたい。

1 基本理念

本市は、様々な市民サービスや地域振興の充実などを通じて、都市としての総合力を高め、活力と魅力あふれる住みよいまちの実現に向けて、平成22年4月の政令指定都市移行を目指している。

市政の基本は、『相模原市21世紀総合計画』の着実な推進にあるが、平成21年度は、政令指定都市移行事務や今年度議決された新しい総合計画の基本構想に掲げる都市像と基本目標の実現に向けた次なる施策展開に結びつけた取組みも併せて実施していかなければならない重要な年度である。

さらに、市政運営は、こうした計画の推進だけにとらわれず、社会経済情勢や市民ニーズなどを常に注視し、今特に求められていること、優先的に進めるべきことは何かについて考え、迅速かつ的確に対応する必要がある。

こうしたことから、今年度から、各局が事業選択・予算編成を行う自律分権型の行財政システムを導入した。この仕組みへの変革は、トップマネジメントの充実・強化を図るとともに、市民に最も身近で実際にサービスを提供している事業部門自らが、明確なビジョンを持ち、限りある資源（職員、財源など）を活用し、最も効果的で効率的な手段を講じて、市民満足度を高めていくことを目的とするものである。

本市を取り巻く財政状況は、市税などの一般財源が伸び悩む一方で、扶助費や公債費といった義務的経費は、年々増加傾向をたどる中、財政の硬直化を示す経常収支比率は、90%を超える状況が続いており、投資的経費に充てる財源が減少している。中長期的な視点に立った計画的で持続可能な行財政運営を行うためには、さらなる改革が必要である。

2 重点事項について

まず、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるよう、「生活に身近な安全・安心の充実」、さらに、次世代によりよい環境を引き継ぎ、将来の相模原に向けたまちづくりを進めるため、「誰もが取り組める地球温暖化対策の推進」、「都市力を底上げする経済・都市基盤の充実」に取り組む。

また、様々な取組みにあたっては、行政と市民の協働が基本であるため、「市民が主役のまちづくり」を進める。そして、行政として、こうした施策の推進や新たな行政需要等に柔軟に対応していくため、「改革の加速～持続可能な都市経営～」を進める。

ここに示す【方策例】はあくまでも検討例ですので、これらも含めて、各局の創意工夫のもと、重点事項等を踏まえた施策（事業）立案、予算編成を行ってください。

生活に身近な安全・安心の充実

【視点・姿勢】

福祉、医療、防犯・防災、食の安全など生活に密着した施策の推進にあたっては、市民の視点に立ち、あらゆる世代、生活環境などを踏まえた生活目線からのきめの細かい対応・サービスが求められる。

生活に身近なところから安心をつくりあげるため、地域住民どうしのつながりによる支え合いを重視し、その環境づくりを支援する。

福祉・保健・医療等を総合的に捉え、連携強化に努めるとともに、こうした現場を支える人材の確保・育成を図る。

福祉・経済・教育等の連携を図り、若者などの就労支援や、育児と仕事の両立のための支援を推進する。

一人ひとりを大切にした学校教育の推進、子どもたちが安心して学習できる環境づくりを進める。

こうした市民に身近なサービスの提供にあたっては、すべての公共サービスの提供を行政主体で行うことなく、市民協働を基本に取組みを進め、新たな担い手づくりや、官民の役割分担の明確化と連携の強化を進める。

【方策例】

- ・ 医療機関等との連携強化による地域医療体制の充実
- ・ 補助制度等の柔軟な対応による民間保育所の設置促進など、効率的・効果的な保育所待機児童解消策の推進
- ・ 地域にある資源の効果的な活用による全児童対策の推進
- ・ 消費者保護に向けた調査・指導権限の強化
- ・ 食中毒や感染症などの健康危機に迅速に対応できる体制づくり
- ・ 福祉活動、防犯・防災活動などを地域の力で推進できる体制づくりの支援
- ・ 若者の就労支援に特化したワンストップ機能の検討
- ・ 少人数指導の充実や教育環境の整備

誰もが取り組める地球温暖化対策の推進

【視点・姿勢】

地球温暖化対策について、市民、事業者、行政の各主体が積極的に取り組み、相互の知見と連携が具体的な施策に繋がるよう、全市的な取組みとして着実に推進する。

脱地球温暖化、CO₂削減等の環境に配慮した取組みの推進にあたっては、誰もが身近に取り組める施策・事業が求められるとともに、その効果がどのように現れるかといった“わかりやすさ”を明確に示すことなどが必要となる。

本市の都市型特性と森林・水源地域特性を活かし、CO₂吸収などみどりが果たす機能向上に向けた自然環境の保全・再生に取り組むとともに、本市にふさわしい新エネルギーの活用を検討し、再生可能エネルギーへの転換を促進する。

ごみの排出抑制や資源化に向けた**市民、事業者の自主的な行動を促進する仕組み**を構築する。

【方策例】

- ・ リサイクルなど環境配慮行動が具体的なインセンティブとなる仕組みの構築
- ・ 市民との協働による津久井地域の森林や都市部の緑地の保全・管理
- ・ 自然エネルギー等設備設置の促進
- ・ 使用済み食用油の回収の推進とバイオディーゼル燃料化施設の設置
- ・ レジ袋削減に向けた取組み
- ・ TDM、公共交通への乗り換えなどの促進

都市力を底上げする経済・都市基盤の充実

【視点・姿勢】

資源や特性を生かした土地利用、広域的な交通網の形成などを戦略的に進め、**都市間相互の交流と連携をリードする広域的なまちづくり**を展開する。

これまでの産業集積促進策の検証とともに、新たな産業集積方策の戦略の検討を進め、**市内産業の活性化**を図る。

住む人々・立地する企業に都市としての安全を確保するため、**災害に強い都市基盤の整備**を進める。

産業、自然、文化などの資源や地域に住む人々の活力・知恵・つながりが生きる、**地域の特性に応じたまちづくり**を展開する。

【方策例】

- ・ 広域交通網及びそのアクセスの強化に向けた取組み
- ・ リニア中央新幹線、小田急多摩線導入の効果の検討
- ・ 現行の企業誘致策の検証と業務系・サービス業系の企業誘致策の検討
- ・ さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺、相模総合補給廠の一部返還用地活用に向けた検討
- ・ 市内各駅周辺など、生活とにぎわいの中心となる地区の活性化に向けた取組み
- ・ 地域特性に応じた観光プロジェクトの推進
- ・ 災害に強い都市基盤の整備

市民が主役のまちづくり

【視点・姿勢】

市民と行政の協働を基本として市政の推進を図るためには、**相互の役割分担を共有**した上で、行政としての確な支援を行う必要がある。

市民と行政及び地域活動や市民活動を行う各主体のつながりを支援する仕組みを構築する。地域活動や市民活動に多様な主体が参加し、その**主体が活力を持って、持続的な活動**ができる環境づくりを進める。

政令指定都市移行後のまちづくりを見据え、皆で担う成熟した市民社会を実現するため、行政区や出張所等と連携する**地域に根ざした市民自治の仕組みづくり**を推進する。

【方策例】

- ・ 自治会組織の活性化や地域活動団体相互の連携強化
- ・ 高齢者などの社会貢献活動の促進策の検討
- ・ 市民と行政相互の企画提案をする協議の場のあり方検討
- ・ 「相模原・町田 大学地域コンソーシアム」の法人化に向けた取り組み
- ・ 政令指定都市移行後における地域自治の仕組みの構築

改革の加速～持続的な都市経営の推進～

【視点・姿勢】

相模原市が、他市のモデルとなり、都市行政を先導する役割を果たすためには、これまで以上に創造性や改革意欲を持って独自の施策を構築していく必要がある。こうした“相模原型”の施策推進に向け、**庁内横断的な視点での政策立案能力の強化や市役所外からの新しい発想の導入**などに取り組む。

平成22年4月の政令市移行と新しい総合計画のスタートに合わせて、**都市経営ビジョン・アクションプランの見直し**を行い、より効果的・効率的な行財政運営を進める。

厳しい財政状況が続く中で、1)市民ニーズの的確な把握・分析による事業の選択と集中、2)民間の活力やノウハウの活用、3)維持補修費や扶助費、公債費など義務的経費の将来負担を考慮した対応、4)職員一人ひとりの経営感覚の研鑽など、**持続的な都市経営を推進するために必要な視点を全職員で共有し、具体的な取り組みとして進める。**

【方策例】

- ・ 都市経営に係る提案を行う外部機関や庁内横断的な課題を担う組織の設置
- ・ 区制移行後における区局経営の体制づくり
- ・ 市として担うべき公共施設のあり方、配置の指針の策定
- ・ 入札の適正執行に向けた第三者機関の設置
- ・ 多様化する市民ニーズを的確に把握するための市民満足度調査の毎年実施と事務見直しにつながる評価制度の構築
- ・ QC（品質管理）やCS（顧客満足）、マーケティングなどのマネジメント研修の充実
- ・ コストの可視化による施設の維持管理費の適正化

相模原市予算規則第5条に基づき、平成21年度予算編成方針を定める。

平成20年10月7日

相模原市長 加山 俊夫

平成21年度予算編成方針

基本方針

1 施策の方向性等を踏まえた予算編成

『相模原市21世紀総合計画』後期実施計画や「市政運営の基本的な考え方」、さらには、新しい総合計画の都市像実現に向けた取組みなど、市政運営の方向性等を十分に踏まえ、これらの着実な推進を図る。

2 持続可能な都市経営の推進

厳しい財政状況の下、持続的な発展が可能な都市でありつづけるためには、あらゆる面において改革を進めていく必要がある。本市の経営指針である「さがみはら都市経営ビジョン」に則り、一層の改革を進める。

3 各局の自主性・自律性の発揮

庁内分権の推進に向けた取組みの趣旨を十分徹底し、局の自主性・自律性を発揮するため、各局長のリーダーシップのもと、施策効果の向上や事業の効率化を図り、平成21年度の局予算のあるべき姿を構築する。

4 政令指定都市移行に向けた取組み

平成22年4月の政令指定都市移行に向け、円滑な移行ができるよう着実に準備を進める。

取組み姿勢

予算は、総計予算主義に基づき、年間を通して予定される歳入及び歳出のすべてを見込む年間総合予算とするため、局内で十分調整すること。年度途中の補正は、制度改正・災害関係予算等のやむを得ないもの以外は認めないことを原則とする。

平成21年度予算編成に向けては、局による事業選択、財源活用の裁量を拡大するため、1次枠、2次枠の区分を廃止し、一部の経費を除いて包括的な財源配分を行う。

今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれることから、各局は、限られた資源でより効果的に市政を推進するため、局内での政策議論を深め、事業の目的と効果を明確にし、選択・重点化を図ったメリハリのある予算編成に取り組む。

1 財源の確保

厳しい財政状況においても質の高い市民サービスを提供するため、**意欲的に歳入の確保**に取り組む。

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、納税しやすい環境づくりや納税意識の高揚を図るなど、あらゆる手段を講じて市税等の収納率の向上に努める。また、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等の見直しに努める。

国・県補助金及び交付金等の確保に積極的に取り組む。なお、特定財源ありきの事業化による一般財源の過大な持出しが生じないよう事業の必要性を十分精査する。

市有財産については、低未利用財産の活用・処分等を積極的に検討するとともに、貸付にあたっては有料を原則とし、減免等の見直しを図る。

その他、新たな収入増加策について積極的に検討を行う。

2 行政の活動範囲の検証とパートナーシップの推進

市民生活の多様化や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中で、行政主体の公共サービスの提供だけでは困難な時代を迎えている。一方、高度な専門知識やノウハウを有した公共サービスの担い手は増えている。

予算編成にあたっては、こうしたことを踏まえ、協働と分権の観点から行政の関与のあり方を検証し、より効果的で効率的な**公共サービスの提供主体**について積極的に見直しを行う。

3 市民ニーズの的確な把握と市民生活への対応

市民満足度調査や世論調査、地域市政懇談会などあらゆる機会を捉え、**市民ニーズを的確に把握・分析**するとともに、市民への影響度など、**生活者の視点から事業を見直し**、市民生活に直結する事業を優先的に推進する。

4 施策（事業）目的の明確化と施策評価の活用

事業を検証・分析するツールとして施策評価を実施（Check）し、**施策（事業）の目的を明確化**する。また、その結果を説明責任の向上と事業見直しの視点（必要性、有効性、妥当性、効率性、類似性など）として活用し、**優先順位付けによる改善（Action）**を行う。

5 将来負担の見通し

後年度への**財政負担**を考慮し、事業内容・事業費の徹底的な精査に取り組む。

6 義務的経費等の抑制

本市の経常収支比率は平成15年度の86.0%から毎年上昇し、平成19年度は92.4%となり、財政構造の弾力性を失いつつあるとされる80%を大きく超え、硬直化が進んでいる。

健全な財政運営を維持するため、経常的な経費であっても**制度の根本まで踏み込む**など、**聖域なき見直し**を図る。

7 特別会計の健全化

特別会計については、繰出金の増加による一般会計の硬直化を防ぐため、**独立採算の原則**に従い、受益と負担の適正化に努める。

平成21年度財政の見通し（一般財源ベース）

【歳入】

- 市税については、固定資産税の評価替えの影響等により、前年度より約9億円が減収となり、約1,148億円を見込む。
- 地方譲与税及び交付金については、特別交付税など約4億円が減収となり、約169億円を見込む。
- これらの歳入減に対応するとともに、総合計画や「市政運営の基本的な考え方」に示す重点的な事務事業を積極的に推進するため、臨時財政対策債の発行を見込むとともに、財政調整基金から25億円を繰入れるものとする。

【歳出】

- 人件費については、職員定数管理計画に基づき、前年度より75人の減員を加味して約399億円を見込んだ。
- 公債費については、現在までに確定している償還金をベースに積算した。
- 扶助費については、過去の伸び率等の実績を勘案して推計した。

（単位：百万円）

	平成20年度 当初予算	平成21年度 当初見込	H20との比較	
			金額	%
歳入	144,196	144,170	△ 26	△ 0.02 %
市税	115,700	114,821	△ 879	△ 0.76 %
地方譲与税・交付金	17,179	16,915	△ 264	△ 1.54 %
市債(臨時財政対策債)	5,000	4,660	△ 340	△ 6.80 %
その他	6,317	7,774	1,457	23.06 %
歳出	144,196	144,170	△ 26	△ 0.02 %
人件費	40,173	39,900	△ 273	△ 0.68 %
公債費	20,026	20,101	75	0.37 %
繰出金	15,269	15,684	415	2.72 %
扶助費	15,966	16,606	640	4.01 %
行政運営推進経費	52,762	51,879	△ 883	△ 1.67 %

政令指定都市移行に伴う準備経費については、除く。

平成21年度市長特定事業について

各局から提出のあった市長特定事業候補（38事業）のうち、次の16事業を市長特定事業とする。

【市長特定事業一覧（16事業）】

＜企画財政局＞（仮称）市民・大学交流センター整備・運営事業

＜健康福祉局＞ 母子生活支援施設整備事業

＜市民局＞ 市民健康文化センター施設大規模改修事業、相模原市民会館の改修事業

＜環境経済局＞ 相模川ふれあい科学館再整備事業、峰山霊園整備事業、資源分別回収事業の見直し（拡充分）、南清掃工場解体事業、一般廃棄物最終処分場整備事業（汚水処理施設改修工事）

＜都市建設局＞ 市営住宅の管理運営方策の検討、津久井地域の市営住宅の整理（整理・統合）

＜教育局＞ 中学校完全給食推進事業、淵野辺公園銀河アリーナ改修事業、博物館常設展示大規模改修事業

＜消防局＞ 相原分署整備事業、消防救急無線のデジタル化

財政影響調査票における年次計画の内容を超える予算要求はしないこと

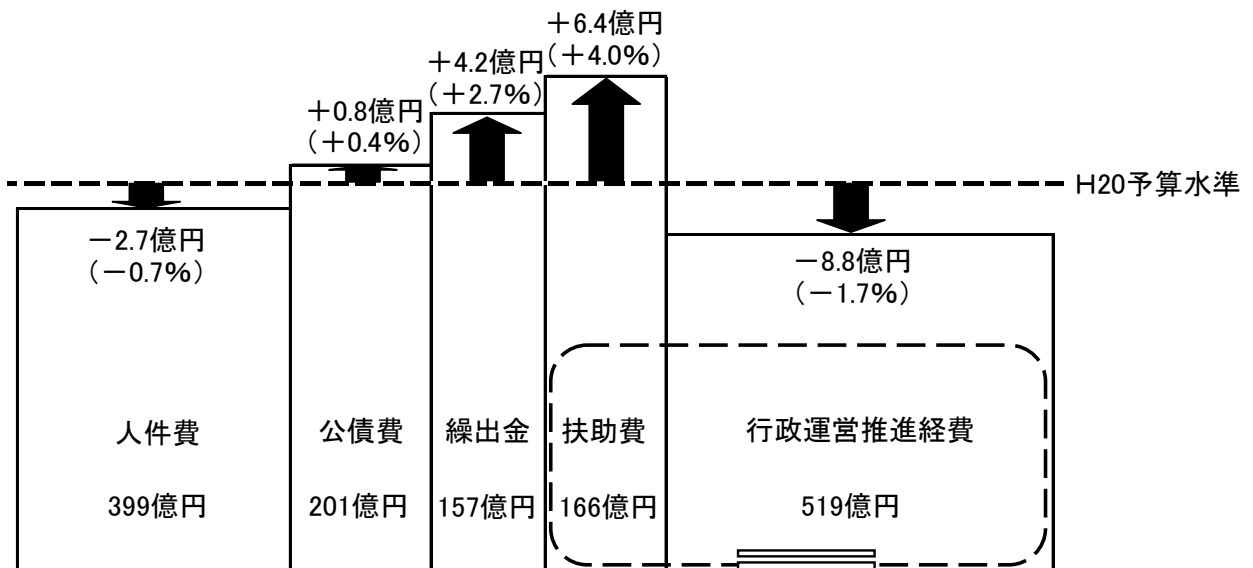
（参考）市長特定事業とは

以下の要件を満たす財政的な影響が大きい事業（市長特定事業候補）のうち、トップマネジメント会議により「市長特定事業」として指定されたもの。

条件① 「向こう5年間の事業費（ランニングコスト含まず）が累計3億円以上」、かつ、「向こう5年間のいずれか単年度の一般財源が5千万円以上」の新規事業

条件② 「向こう5年間の事業費拡充分が累計5億円以上」の既存事業

【H21予算フレーム(一般財源ベース)】



<H21 財源配分イメージ>

局 枠	枠 外 (市長特定事業 指定事業等)	合計 685億円
636億円	49億円	
92.8%	7.2%	

<H20 (参考)>

局 枠 (1次経費、2次局選択)	枠 外 (2次経費、指定経費)	合計 687億円
512億円	175億円	
74.5%	25.5%	

組織・職員配置の見直しの方針

安定的な行財政運営のためには、組織・職員数について既存の概念、慣例にとらわれることなく、新たな発想をもって継続的に一層の効率化に取り組む必要がある。

21年度以降も政令指定都市移行や市民ニーズに対応する業務増等が見込まれる中で、職員数の削減、抑制していくために、各課・各部・各局において聖域を設けることなく全ての事務事業、組織を次の視点から見直し、削減方策の具現化を進めてください。

1 事務事業の見直し

- ・ 施策評価等を踏まえた事務事業の廃止、統合、時限性導入
【スクラップアンドビルドの徹底（新規の事業量以上の既存事業を廃止、統合し、新規事業による人員増を抑制）】
- ・ 市民と行政の役割分担の明確化による事務事業の見直し
【まつり、スポーツなどイベント事業主催・支援等職員関与の整理等】
【団体支援等における職員関与の整理、時限性の導入等】
- ・ 利用者数、対象者数等を勘案した事業、拠点の集約化
【区制導入に伴う区役所・各出先事務所の組織、機能、要員の精査等】

2 民間活力の導入

- ・ 民営化、指定管理者化、業務委託化の導入
【施設の民営化、指定管理者化、委託化や事業の見直しによる業務委託の推進】
- ・ 人材派遣の導入
【政令26業務、期間限定業務等への人材派遣導入】

3 再任用職員等の活用

- ・ 既存配置職域の見直し
【現行再任用職域の委託化、非常勤化の検討】
- ・ 正規職員の代替配置の徹底
【既存職域を含め、現行の正規常勤職員職域への職域設定を徹底】
- ・ 非常勤一般職の活用、業務特性に応じた非常勤特別職の設置

4 組織の見直し

- ・ 少人数課、課内室の廃止
【課内室及び職員数6人以下の課の統廃合、10人未満の課の精査】
- ・ 区制導入、庁内分権等により、組織が縮小される部局の統廃合
- ・ 重複・類似機能を持つ組織の統廃合
【機能や業務が重複、類似する課・機関等の役割整理、統廃合】